



司法制度の革命は国民の関心にかかっている

真に才能ある法曹人の養成と裁判の効率化がポイント

今の司法改革の構想はピンボケである。

まず、司法試験の合格者3000人なんていう人数制限はやめなさい。

法科大学院で訓練を受けて卒業したら、法曹資格を認めるようにすべきです。

橋爪大三郎 (東京工業大学教授)

裁判に時間がかかるのが一番の問題

——公共サービス意識がない

——司法制度改革審議会は「最終意見」で法化社会を作る一環として法科大学院構想を出しました。現在、司法制度改革推進本部や中教審では2004年4月開設に向け、諸制度の検討を行っています。どのように見られていますか。

橋爪 司法制度改革審議会の「最終意見」は、日本は法化社会でない、法の支配による社会ではないと言っているようです。これは、正しい認識だと思うが、だとすれば実は大変なこと。こういう状態を放置している社会は、民主主義なのだろうか。そういう認識があるのだったら、法科大学院程度のことでお茶を濁すわけにはいかないのであって、革命に等しい大転換が大切です。

私は法曹界の外の人ですが、その私が見てまっ先にどこが異常かといえば、裁判にあまりにも時間がかかりすぎる。

常識で考えて、公判に入ってから数カ月から1年で判決が出なければならぬ。三審制でもつれる裁判もあるが、それでも「集中審理」のやり方を取り入れ、1年半から2年ぐらいで、最終結審にこぎつけなければならない。

重要な事件で国民の議論が分かれているような特別なケースでも、3年が限度でしょう。でも、日本では普通の裁判でそんなのはざら。

ずっと昔、借家人が家賃も払わないし立ち退きにも応じないというケチな裁判を傍聴したことがあります。簡易裁判所でだいたい月一回、片方が準備書面を出したり、相手も書面を出したり、それにまた反論をまとめたりと、毎回少しは進展があるんですが、いっぺんには進まないんです。それで、開廷して20分もすると、双方の弁護士も判事も手帳を出して、「次回は」と相談するけれど、なかなか日程が合わなくてどうしても1カ月ぐらい先になる。こんなことがだらだら1年以上続いて関係者がみんなくたびれてきたところに、判事が和解を提案する。たぶん判決を書きたくないのでしょう。でもこんなことなら、1時間もあれば解決できる。裁判とはなんと非効率なのだろうとあきれました。

日本の裁判は、時間がかかりすぎる。それは、判決を公共サービスとして社会に提供しているという意識がないからです。ここに問題がある。

では、なぜ時間がかかるのか。いろいろ理由があるが、まず、裁判官の数が少ない。次に、裁判所のシステムが効率が悪い。アメリ

カの刑事裁判だったら、陪審員の便宜のためもある。集中審理をやるでしょう。オウム裁判みたいにちんたらやらないで、双方の書類とか証拠とかを全部そろえて提出させて、集中開廷し、すみやかに解決を図る。正しい判決を十分に短い期間で下さなければいけないということは基本的な原則です。日本は残念ながら、その反対だ。

正しい判決でも、非常に時間がかかった場合、どういうことが起こるか、極めて明らかです。裁判に訴えたのでは、権利が守れない。正義も期待できない。立ち退きや離婚の裁判が10年もかかったら、裁判に勝っても意味がないでしょう。すると、裁判以外の方法でさっさと決着を図ろうと思うはず。これが、弁護士を双方に立てての示談であればいいが、それ以外の方法になるかもしれない。たとえばこげついた借金の取り立てには、裏社会がからんでくる。法の支配なんか期待できない。

裁判の期間が劇的に短くなって、人びとの要求に応えられる司法改革なら、それはよい司法改革です。そうでないなら、そんな改革はインチキです。

尊敬されない日本の法曹

——不幸な出発とチェックなき現状

——現在の法曹の質という点ではいかがでしょうか。

橋爪 日本では、弁護士の地位が実は非常に低いのです。明治時代に弁護士の制度が入ってきた時に「三百代言」とあだ名がついた。へ理屈をこねまわして、手数料はがっぽり取る。どうしようもないやつらであるというふうに、堅気の商人たちは思ったのです。日本の商慣習は、欧米の法律と無関係に、江戸時代から続いていたのです。そこへ新しい法律

や制度が入ってきて、銀行とか契約とか小切手とか、商法、民法のシステムもできた。そうすると、慣習と法律とのあいだにズレができるでしょう。弁護士は、法律を楯に商慣習の裏をかいて、権利を主張し利益をうる。慣習を信じていた人たちは、法律に裏切られたかたちになる。

法律は本来人びとの権利を守るためのものなのだが、明治時代には人びとの権利を侵害するものになってしまった。これは非常に不幸な、日本の法律の出発点です。その結果、人びとは法律に無関心になり、法律に警戒的になり、法律に関わらないのが正しい人間であると思うようになった。普通の人は法律なんか勉強しようとは思わない。法律を勉強するのは弁護士か裁判官にでもなろうという特別な人間であって、そういう人間は人数が少なくいい。これが出発点なんです。

おまけに日本では、検事は政府の代表で役人、裁判官は役人、弁護士は民間人だが司法試験を通ること、そしてこれらは別々の種類の人間であるという不思議なシステムをこしらえてしまった。これと関係があるが、明治憲法のもとでは、国民が国を訴えることはできなかった。国家はいわば超法規的な存在だった。国を相手に行政訴訟を起こせるようになったのは戦後です。

英米法では、法律家の地位が高い。アメリカでは最高裁の判決が社会のモラルやルール形成に大きな影響力をもつ。コモン・ローの考え方では、判決が法を創造することができる。だから法律家に対する信頼は厚いし、尊敬もあるし、社会的信頼もあるのです。いっぽう、日本の裁判官は、法を創造してはいけないと信じられている。そして、社会的信頼もあまりない。なぜかと言うと、それは戦前の司法システム、裁判所も司法慣習や文化も、そのまま受け継がれて、ちゃん

とチェックを受けなかったからなのです。

いまの制度では才能ある法律家は生まれない ——司法試験がネック

法曹界にチェックがかからないのは、司法試験が大きなネックになってきた。司法試験に合格しないと、法曹界に対する発言権がないでしょう。司法試験に合格したって、司法研修所で修習を受けて、弁護士の卵になったぐらいでは、まだまだ発言権があるとは言えない。で、どうやれば試験に合格できるかという、ものを考えないで人間性をすりつぶすような勉強を強いられる。合格したころには、批判的能力なんてなくなっている。

簡単な問題で、難しい競争試験をするとどうなると思いますか。正解があるんだから、司法試験の問題は必ずしも難しくないはずだ。原則がこうで、例外がこうで、例外の例外がこうで、それが教科書の何ページに書いてあって、通説がこうで少数説はこうだと覚える。



そして、条文と枝葉のようにぶら下がっている判例をきちんと覚え込むということでしょう。それを3回、5回と読んで、条件反射のように出てくるようにする。何のことはない、高校の受験勉強とまったく同じですね。これをいい大人がやれるか。やれないわけですよ。社会はそんなものではないとわかっていれば、いほど、正解が出ていくようになるわけでしょう。簡単な問題ですから、間違えると合格できない。これが難しい問題だと、ほとんどの人ができないから、ちょっと解けると合格できる。能力のある人を選び出すには、難しい問題のほうが実はいいのです。そういう試験をやって、もし一題でも解けたらそれは才能がある証拠です。

資格試験にして自由競争に ——法科大学院はバラエティこそ大事

——今回、司法試験、法曹養成制度の改善として法科大学院構想が出てきました。

橋爪 いま司法試験では、人格的にどうしようもない人たちが法律家になってしまう。それで法科大学院の話が出てきたと思うのですが、いわゆる「ロー・スクール」みたいなものを作るのなら、そこで学ぶだけで法曹資格がえられるようにしないとあまり意味がない。法律家は供給過剰にして、自由競争にすべきで、試験はないほうがいい。

だいたい新しい司法試験の合格者を3000人と、人数を決めている点もおかしい。人数を決めるということは、競争試験なのです。上から3000人を採るという話です。ということは、法科大学院が大失敗して専門的能力のある人材が育たなかったとしても、3000人までは採ってしまうということだし、大成功して5000人の甲乙つけがたい人材が生まれたとし

ても、2000人は切り捨てるということです。

私に言わせると、試験をするなら、運転免許試験のような資格試験にするべきだ。ろくな法律の知識もない人間が法曹界に出て行って人をだまさないようにという目的で、最低限の知識をチェックする。そこから先は、自由競争にする。法曹資格があっても弁護士を開業しないという人がいてもいいわけだ。それは本人の問題で、供給過剰と思ったら、早めにほかの道に進むかもしれない。どんな業界でも、供給過剰で志望者が多いのは正しい姿。社会のために役に立つ職業であれば、必ず志望者が増えて供給過剰になる。

そして、たとえ弁護士や検事や裁判官にならなかったとしても、法律の実務知識は無駄にはならない。企業の経営陣とか営業とか人事とか、さまざまな業務により波及効果を及ぼすのが、法化社会ということの意味でしょう。法の精神に基づいて社会を運営していく。供給過剰でぜんぜんなんの問題もない。

そこで私の提案。いまの法科大学院のプランはとてもよくない。まず人数の3000人と限定することはやめなさい。そして、法科大学院を卒業することを法曹資格と認めるようにするというのがひとつ。もしそれに問題があって、レベルの低い法科大学院の教育がなっていないので心配だというのなら、最低限のレベルを押さえる資格試験としての法曹試験を課すことにすればいい。卒業してもほとんどこの試験に合格できないような法科大学院は、自然に淘汰されていくはずですよ。

もうひとつ、法科大学院の入学者をどうやって選抜すればいいのか。うっかりすると、法科大学院の入学試験が司法試験化してしまい、法科大学院の予備校とか浪人とかが生まれてくる。アメリカのロー・スクールではどういうふうにして人を集めるか。私はある大学の学部オリエンテーションを傍聴したんで

すが、プレ・ローという学部のコースもあるんです。でも法科大学院の先生は、質問に答えて、学部時代は何でも勉強して下さい、芸術でも数学でも文学でも哲学でも歴史でも、工学でも物理でも建築でもいいと説明していました。「ここはアメリカですよ。どんなテーマも裁判の種になるのです。医学を勉強しておけば医療訴訟の役に立つでしょう。」

そこで、法科大学院はバラエティがとても大事になる。10人の新入生がいたら、学部時代の専門はおおよそ法律と無関係なばらばらの10の学問であることが望ましい。ディスカッションをしてみると、いや歴史ではこう考えるのです、いや工学ではこうですと、議論の幅が広がっていく。

なにか一律の基準でもって、1番から10番までが合格で11番が不合格なんていうやり方は最悪です。入学試験をやるということは、一律の基準があるということだから、受験者はそれに合わせようと、自分を型に当てはめることになってしまい、学部時代に多様な能力を発展させることを阻害する。そうならないよう、法科大学院の入学者をどうやって決めるのが非常に重要になってくる。

法科大学院に進むのに最低限必要な資質はといえば、まず、法律は論理でできているから、論理がきちんと追えること。2番目に、法廷では言葉でやりとりするから、言葉がきちんと使えること。この2つは絶対に必要だ。言葉がきちんと使えるとは、対人関係もある程度うまくいくということです。これらは、法化社会のために必要な能力である。

世論が改革の質を決める ——国民はもっと関心をもとう

——受け入れる側の発想の転換も必要だと思いますが。

橋爪 そこです。いま述べたような法科大学院の学生の採用ができるだろうか。できないと思う。まず、教えるスタッフの側がコチコチの法律人間で、柔軟な対応のバックグラウンドなんか持っていない。せいぜい彼らの考えるバラエティというのは、私は手形小切手法が専門です、知的財産権が専門です、といった程度なのです。

次に、今度の法曹資格試験が私の言ったようなものにならないで、これまでの司法試験とよく似ていて人数が増えただけになった場合、どの法科大学院も合格者を増やそうと、それを至上目的にしてしまう。するとどうなるかと言うと、合格しそうな学生を採ることになる。合格しそうな学生は、学部時代から法学部でよく勉強して、短答問題なんかほとんど満点を取るような学生。法科大学院の入学試験があったとすると、卒業して受ける試験のミニチュア版になるわけです。そうすると何のことはない、昔は法学部で法律を勉強して、試験を受けて、それから司法研修所に行った。それが今度は、法学部で法科大学院の準備をして、司法研修所みたいな法科大学院に行って、仕上げて国家試験を受ける、となる。要するに、順番が変わっただけで、教育のなかみも法曹界の体質もなんにも変わら

ない。こんな改革は、落第点です。
改革の一番の根本は、速やかな裁判を行って国民の信頼を得て、そして裏社会の影響を一掃することなのです。これを司法改革という。それが保証されないなら、改革の名に値しない。
——現在、十分に公開されないかたちで検討が進められています。ご指摘のようになる危険性は大きいと思います。

橋爪 民主主義社会の最後の支えは、世論です。国民がそう思うことです。国民がそう思っているのにそうならないのだったら、それは制度が硬直している証拠。いまはまだ、国民がそう思う以前の段階です。国民がそう思い始めると、一部の人がどどんと制度を勝手にいじろうとしても、世論の側から文句が出てきますから、ひっくり返ってしまうでしょう。いまは、改革をとにかくこっそり進め、国民がなにも思わないようにしむけている。そういう意味で、世論をつくるのが大切なのです。

はしづめ・だいざぶろう

1948年神奈川県生まれ。77年東京大学大学院社会学研究科博士課程修了。96年より東京工業大学大学院社会理工学研究科価値システム専攻・教授。専門は理論社会学、現代社会論ほか。近著に、「その先の日本国へ」(勁草書房、2002年)、「強いサラリーマン、へたばる企業」(共著、廣済堂出版、2001年)、「政治の教室」(PHP新書、2001年)、「世界がわかる宗教社会学入門」(成摩書房、2001年)など多数。

Causa 一口メモ 裁判官の法服の由来は？

裁判を行うとき、裁判官は黒色の「法服(ほうふく)」を着て中央の一段高いところに座っています。この「法服」の由来は、黒川真頼氏(故人、文学博士)の考案によるものだそうです。裁判所構成法制定当時の司法卿山田顕義伯が、欧米の法曹界にならって、法服を用いて法廷の威厳を保とうと考え、黒川博士にその考案を委託しました。それで博士は、聖徳太子以来の服制を調査し、これに泰西の制をも加味して、法帽法服を考案したそうです。左の写真は現在の法服と同じデザインのものですが、戦前はデザインがちがったようです。



大学教育の使命とは

——京都精華大でシンポ——



大学教育の使命をテーマに活発な意見が交されたシンポ
(京都市左京区・京都精華大学)

学者ら白熱の討論

大学教育の使命はどうあるべきかを問うシンポジウムがこのほど、京都市左京区の京都精華大学で開かれた。大学がよい企業に就職するパスポートという神話が見直されつつある現在、今後の大学教育のあり方などについて、論壇の第一線で活躍する学者らがパネラーとなり、積極的に意見を戦わせた。

大学の進学率が五割に達し、少子化の影響で定員割れする大学も三割に達するといわれる。シンポジウムは、大学をめぐる状況が様変わりする中で、これまでの偏重中心の序列システムを見直し、大学本来の使命を考えようとの趣旨で開かれた。

最初に、東京工業大学の橋爪大三郎教授(社会学)が、「日本の大学の現状は入学試験、教育のメ」と厳しく指摘。「大学は定員をなくすかわりに教育に力を入れて個性化をはかり、研究は特定の中身、研究レベルともダメ」と厳しく指摘。「大成果が上がるシステムには、英会話学校のように学んだ技術がそのまま役に立つ「生産財としての教育」にに対し、自ら問いを立てて学ぶことを追究する消費財としての教育」

を区別し、個人が学ぶ動機を重視。「大学教員は消費財としての教育を提議できるだけの芸をもつべき」と主張した。

少子化の影響でいまの大学生の半数が実質的に学力選抜を受けていないことを指摘したのは苅谷剛彦東京大学教授(教育学)。「受験教育システムが機能不全に陥っており、大学では学ぶ意味をリセットできる教育が必要」と指摘した。

中尾ハジメ京都精華大学学長は、経済至上主義の世の中から距離を置いた

大学が「批判の場」として残らなければならない」と強調した。

続くパネルディスカッションでは、中尾学長が「助成金や研究費で恵ま(文化報道部 岩本敬朗)」